第一項の表五六の項を次のように改める。

五六	削除

十七　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八の項を次のように改める。

8	削除

第一項の表七九九の項を次のように改める。

799	削除

第一項の表八〇二の項を次のように改める。

802	削除

第三項の表三の項を次のように改める。

3	削除

第三項の表五の項を次のように改める。

5	削除

十八　平成十九年総務省告示第二百七十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三九の項を次のように改める。

39	削除

第四項の表一六の項中「(122.00)」を「(116.00)」に改める。

十九　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三〇三の項を次のように改める。

303	削除

二十　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四四の項中「(187.80)」を「(187.60)」に、「(231.00)」を「(231.10)」に改める。

第四項中「電力供給業務用」を「電気供給業務用」に改め、同項の表四の項中「(154.30)」を「(169.60)」に、「(76.30)」を「(81.30)」に改め、同表九の項中「(92.80)」を「(97.80)」に、「(76.30)」を「(81.30)」に改める。

二十一　平成二十年総務省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二の項から四の項までを次のように改める。

2	削除
3	削除
4	削除

二十二　平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項を次のように改める。

3	削除

二十三　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二四八の項を次のように改める。

248	削除

二十四　平成二十一年総務省告示第五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九八の項を次のように改める。

98	削除

二十五　平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四二の項を次のように改める。

42	(1)　岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第９地割字嶽81―10（876.50） (2)　岩手県九戸郡九戸村大字雪屋第２地割字大長根山36―2（322.70）
	北緯40度16分06秒東経141度22分33秒の地点と北緯40度14分43秒東経141度26分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

第一項の表九の項を次のように改める。

99	(1)　岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第９地割字嶽81―10（882.50） (2)　岩手県二戸市福田字馬立18―3（313.30）
	北緯40度16分06秒東経141度22分22秒の地点と北緯40度13分12秒東経141度14分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第五十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条第一項第二号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第二百十三号（Ｆ１Ｂ電波二、一八七・五kHzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月三十一日から適用する。

平成二十二年三月一日

総務大臣　原口　一博

第一項中「北緯三一度一八分五一秒東経一三〇度四八分五二秒」の下に「、北緯二八度二一分一二秒東経一二九度三〇分五五秒」を加え、「並びに北緯二八度二二分五四秒東経一二九度二九分四〇秒の地点から一〇〇海里までの海域」を削る。

第二項の略図を次のように改める。